

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【公表番号】特表2002-537863(P2002-537863A)

【公表日】平成14年11月12日(2002.11.12)

【出願番号】特願2000-603533(P2000-603533)

【国際特許分類】

A 24 D 3/04 (2006.01)

【F I】

A 24 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月13日(2007.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 熱形成された一体的なフィルタロッドであって、端から端まで均一の外周及び形状であり且つ口側端部で開いていると共に他方の端部でタバコ用煙フィルタ材のフィルタプラグによって閉鎖されているフィルタロッドから成る、タバコ用煙フィルタ。

【請求項2】 熱形成された一体的なフィルタロッドであって、端から端まで均一の外周及び形状であり且つ口側端部で開いていると共に他方の端部でタバコ用煙フィルタ材のフィルタプラグによって閉鎖されているフィルタロッドと、

付加的に上記フィルタロッド周りのロッドラップとから成る、タバコ用煙フィルタ。

【請求項3】 上記フィルタプラグの長さは8mm以上である、請求項1又は2に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項4】 上記フィルタプラグはフィルタロッドの残りの部分よりも短い、請求項1～3のいずれか1項に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項5】 上記フィルタロッドは可塑化されたアセチルセルロースの纖維または単纖維を束ねたトウから熱形成される請求項1～4のいずれか一つに記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項6】 上記ロッドラップは長手方向においてフィルタロッドと同一の長さである請求項1～5のいずれか一つに記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項7】 上記ロッドラップは通気性のあるラップである、請求項6に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項8】 巻きタバコロッドに連結された、請求項1～7のいずれか1項に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項9】 リング状先端付設部材によって巻きタバコロッドに連結された、請求項8に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項10】 先端オーバーラップ式ラップによって巻きタバコロッドに連結された、請求項8に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項11】 当該タバコ用煙フィルタは通気性がある、請求項1～10のいずれか1項に記載のタバコ用煙フィルタ。

【請求項12】 請求項1～7のいずれか1項に記載のロッドが切り出される一体的な整数倍の長さのロッドであって、各端部に上記フィルタプラグを有する、整数倍の長さのロッド。